

●建築計画概要書  
保管・閲覧場所【限定特定行政庁】

凡例： 須賀川市  
県中建設

**木造**

① 都市計画区域内（6-1-3区域含む）

〈階数〉

3以上				
2				
1				
		200㎡超	300㎡超	〈延べ面積〉

② 都市計画区域外（6-1-3区域除く）

〈階数〉

3以上				
2	★	★	★	
1	なし	★	★	
		200㎡超	300㎡超	500㎡超
				〈延べ面積〉

（★：令和7年4月1日以降の建築物のみ）

**非木造**

③ 都市計画区域内（6-1-3区域含む）

〈階数〉

3以上				
2				
1				
		200㎡超	300㎡超	〈延べ面積〉

④ 都市計画区域外（6-1-3区域除く）

〈階数〉

3以上				
2				
1	なし			
		200㎡超	300㎡超	〈延べ面積〉

※延べ面積200㎡超の「特殊建築物」である場合は、上記に関わらず、建築計画概要書の保管・閲覧場所は「県中建設事務所（建築住宅課）」になります。

特殊建築物とは

「不特定かつ多数の者が利用する用途」や「火災の危険性が高い建築物」で、戸建住宅と事務所以外のほとんどが該当します。

具体的には、学校（専修学校及び各種学校を含む。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場、児童福祉施設等、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗などです。